

第32号議案

芦屋市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

芦屋市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成31年3月4日提出

芦屋市長 山 中 健

提案理由

給料月額の特例を定めるため、この条例を制定しようとするもの。

芦屋市条例第 号

芦屋市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(芦屋市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 芦屋市一般職の職員の給与に関する条例(昭和32年芦屋市条例第11号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太枠の表示部分(以下改正前の欄にあつては「改正前部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>附 則 (給料月額の特例)</p>	<p>附 則 (給料月額の特例)</p>
<p>32 第1号に掲げる職員(再任用職員を除く。)の平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間の給料月額及び第2号から第6号までに掲げる職員(再任用職員を除く。)の平成30年4月1日から平成32年3月31日までの間の給料月額は、別表第1から別表第3(イ)までに規定する額に、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。ただし、第13条、第19条、第22条及び第22条の4並びに芦屋市職員の退職手当に関する条例(昭和30年芦屋市条例第1号)第3条の2から第6条の2まで及び第7条から第7条の5まで並びに芦屋市立学校職員等の退職手当に関する条例(昭和36年芦屋市条例第28号)第2条の2から第5条の4ま</p>	<p>32 第1号に掲げる職員(再任用職員を除く。)の平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間の給料月額及び第2号から第6号までに掲げる職員(再任用職員を除く。)の平成30年4月1日から平成32年3月31日までの間の給料月額は、別表第1から別表第3(イ)までに規定する額に、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。ただし、第13条、第19条、第22条及び第22条の4並びに芦屋市職員の退職手当に関する条例(昭和30年芦屋市条例第1号)第3条の2から第6条の2まで及び第7条から第7条の5まで並びに芦屋市立学校職員等の退職手当に関する条例(昭和36年芦屋市条例第28号)第2条の2から第5条の4ま</p>

改正後	改正前												
<p>で及び第6条の2から第6条の6までの規定の適用については、この限りでない。</p> <p>(1) 別表第1行政職給料表の適用を受ける職員のうち職務の級が3級であるもの（市長の事務部局並びに教育委員会，市議会，選挙管理委員会，公平委員会及び監査委員の事務部局又はその所管に属する機関並びに消防本部及び消防署の主任の職務に属するものを除く。） <u>100分の99</u></p> <p>(2)～(6) (略)</p> <p><u>(認定こども園に勤務する職員の給料月額の特例)</u></p> <p><u>3.7 教育職給料表（二）の適用を受ける職員が芦屋市立幼保連携型認定こども園の設置及び管理に関する条例（平成30年芦屋市条例第33号）第1条に規定する芦屋市立幼保連携型認定こども園（以下「認定こども園」という。）に勤務し，行政職給料表の適用を受けることとなつた場合又は認定こども園に勤務し，行政職給料表の適用を受ける職員が教育職給料表（二）の適用を受けることとなつた場合に，その者の給料月額（第19条の2第1項の教職調整額を含まない。以下同じ。）が当該給料表の適用を受けた日の前日における給料月額に達しないこととなる職員（別に市長が定める職員を除く。）には，給料月額のほか，その差額に相当する額を給料月額として支給する。</u></p> <p><u>3.8 前項の規定を受ける職員（以下「給料月額の特例職員」という。）のうち，附則第32項各号に規定する者には，給料月額のほか，給料月額に同項各号に定める割合を乗じて得た額と給料月額の特例職員となつた日の前日において受けていた額に同項各号に定める割合を乗じて得た額との差額に相当する額を給料月額として支給する。</u></p> <p>別表第3の2（第3条関係） 給料表別級別標準職務表</p>	<p>で及び第6条の2から第6条の6までの規定の適用については、この限りでない。</p> <p>(1) 別表第1行政職給料表の適用を受ける職員のうち職務の級が3級であるもの（市長の事務部局並びに教育委員会，市議会，選挙管理委員会，公平委員会及び監査委員の事務部局又はその所管に属する機関並びに消防本部及び消防署の主任の職務に属するものを除く。） <u>100分の99.5</u></p> <p>(2)～(6) (略)</p> <p>別表第3の2（第3条関係） 給料表別級別標準職務表</p>												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>給料表の種類</th> <th>級</th> <th>標準的な職務の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>行政職給料表</td> <td>1級</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	給料表の種類	級	標準的な職務の内容	行政職給料表	1級	(略)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>給料表の種類</th> <th>級</th> <th>標準的な職務の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>行政職給料表</td> <td>1級</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	給料表の種類	級	標準的な職務の内容	行政職給料表	1級	(略)
給料表の種類	級	標準的な職務の内容											
行政職給料表	1級	(略)											
給料表の種類	級	標準的な職務の内容											
行政職給料表	1級	(略)											

改正後			改正前		
	2級	(略)		2級	(略)
	3級	1 市の各事務部局の係長，主査及びすくすく学級の所長並びに保育所の副所長及び認定こども園の副園長の職務 2・3 (略)		3級	1 市の各事務部局の係長，主査及びすくすく学級の所長並びに保育所の副所長の職務 2・3 (略)
	4級	1 市長の事務部局の課かいの長及び主幹並びに保育所の所長及び認定こども園の園長の職務 2～5 (略)		4級	1 市長の事務部局の課かいの長及び主幹並びに保育所の所長の職務 2～5 (略)
	5級	(略)		5級	(略)
教育職給料表 (一)・教育 職給料表(二)	(略)		教育職給料表 (一)・教育 職給料表(二)	(略)	

(芦屋市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 芦屋市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成25年芦屋市条例第12号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太枠の表示部分(以下改正前の欄にあつては「改正前部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
附 則(平成25年3月25日条例第12号抄) (特3級の職務の級の適用を受ける職員の給料月額の特例)	附 則(平成25年3月25日条例第12号抄) (特3級の職務の級の適用を受ける職員の給料月額の特例)
11 平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間、附則別表第1の2の適用を受ける職員(市長の事務部局並びに教育	11 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間、附則別表第1の2の適用を受ける職員(市長の事務部局並びに教育

改正後	改正前
<p>委員会，市議会，選挙管理委員会，公平委員会及び監査委員の事務部局又はその所管に属する機関並びに消防本部及び消防署の主席主任の職務に属するものを除く。）の給料月額は，同表に規定する額に<u>100分の99</u>を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは，その端数を切り捨てた額）とする。ただし，芦屋市一般職の職員の給与に関する条例第13条，第19条，第22条及び第22条の4並びに芦屋市職員の退職手当に関する条例第3条の2から第6条の2まで及び第7条から第7条の5まで並びに芦屋市立学校職員等の退職手当に関する条例第2条の2から第5条の4まで及び第6条の2から第6条の6までの規定の適用については，この限りでない。</p>	<p>委員会，市議会，選挙管理委員会，公平委員会及び監査委員の事務部局又はその所管に属する機関並びに消防本部及び消防署の主席主任の職務に属するものを除く。）の給料月額は，同表に規定する額に<u>100分の99.5</u>を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは，その端数を切り捨てた額）とする。ただし，芦屋市一般職の職員の給与に関する条例第13条，第19条，第22条及び第22条の4並びに芦屋市職員の退職手当に関する条例第3条の2から第6条の2まで及び第7条から第7条の5まで並びに芦屋市立学校職員等の退職手当に関する条例第2条の2から第5条の4まで及び第6条の2から第6条の6までの規定の適用については，この限りでない。</p>

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は，平成31年4月1日から施行する。

（給料月額の特例職員における経過措置）

- 2 給料月額の特例職員において，給与条例第13条第1項，第19条第1項並びに第22条第4項及び第5項（給与条例第22条の4第3項において準用する場合及び芦屋市職員の育児休業等に関する条例（平成4年芦屋市条例第24号）第7条の9の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定の適用については，給与条例第13条第1項及び第22条第4項中「給料」とあるのは，「給料，給料月額と給料月額の特例職員となった日の前日において受けていた給料月額との差額に相当する額」と，第19条第1項及び第22条第5項中「給料月額及びこれ」とあるのは，「給料月額及び給料月額と給料月額の特例職員となった日の前日において受けていた給料月額との差額に相当する額並びにこれら」とする。

（芦屋市職員の退職手当に関する条例の一部改正）

- 3 芦屋市職員の退職手当に関する条例（昭和30年芦屋市条例第1号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

- 4 芦屋市一般職の職員の給与に関する条例附則第37項の差額に相当する額を受ける者に係る第3条の2から第6条まで及び第7条から第7条の5までの規定の適用については，同項の差額に相当する額を給料とみなし，第6条の2の規定の

適用については、現に受ける号給より2号給上位の号給に昇給したものとみなした給料月額が給料月額の特例職員となつた日の前日において受けていた給料月額に満たないときは、その差額に相当する額を退職の日において受けることとなる給料月額とみなす。

(芦屋市立学校職員等の退職手当に関する条例の一部改正)

4 芦屋市立学校職員等の退職手当に関する条例（昭和36年芦屋市条例第28号）の一部を次のように改正する。

付則に次の1項を加える。

5 芦屋市一般職の職員の給与に関する条例附則第37項の差額に相当する額を受ける者に係る第2条の2から第5条の3まで及び第6条の2から第6条の6までの規定の適用については、同項の差額に相当する額を給料とみなし、第5条の4の規定の適用については、現に受ける号給より2号給上位の号給に昇給したものとみなした給料月額が給料月額の特例職員となつた日の前日において受けていた給料月額に満たないときは、その差額に相当する額を退職の日において受けることとなる給料月額とみなす。

参 照

芦屋市一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正要綱

1 改正の趣旨

給料月額の特例を定めるため、この条例を制定しようとするもの。

2 改正の内容

(1) 給料月額の特例の改定（第1条及び第2条関係）

ア 行政職給料表の適用者のうち課長補佐級及び係長級の職員の給料月額の特例割合を次のとおり改定する。（附則第32項及び改正附則第11項）

	改正案		現 行	
	減額割合	減額期間	減額割合	減額期間
課長補佐級	1/100	平成31年4月1日～ 平成32年3月31日	0.5/100	平成30年4月1日～
係長級				平成31年3月31日

イ アの給料月額の特例措置は、地域手当、勤務1時間当たりの給与額、期末・勤勉手当基礎額及び退職手当の基本額の算出については適用しない。

（附則第32項及び改正附則第11項）

(2) 認定こども園に勤務する職員の給料月額の特例（第1条関係）

ア 次の表に掲げる者について、②の給料月額が①の給料月額に満たないときは、①の給料月額を支給する（以下「現給保障額」という。）。（附則第37項）

① 異動前	② 異動後
教育職給料表（二）の適用者	認定こども園に勤務する行政職給料表の適用者
認定こども園に勤務する行政職給料表の適用者	教育職給料表（二）の適用者

イ アの規定の適用を受ける職員（以下「給料月額の特例職員」という。）であつて、給料月額の減額を受けるもの（行政職給料表の適用者のうち部長級，課長級，課長補佐級及び係長級の職員並びに教育職給料表（二）の適用者のうち課長級の職員）に支給する給料月額は，現給保障額から減額割合で減じた額とする。（附則第38項）

(3) 給料表別級別標準職務表の改定（第1条関係）

認定こども園の園長及び副園長の職務を次のとおり行政職給料表4級及び3級の職務とする。（別表第3の2）

給料表の種類	級	標準的な職務の内容	
		改正案	現 行
行政職給料表	3 級	市の各事務部局の係長，主査及びすくすく学級の所長並びに保育所の副所長及び認定こども園の副園長の職務	市の各事務部局の係長，主査及びすくすく学級の所長並びに保育所の副所長の職務
行政職給料表	4 級	市長の事務部局の課かいの長及び主幹並びに保育所の所長及び認定こども園の園長の職務	市長の事務部局の課かいの長及び主幹並びに保育所の所長の職務

3 施行期日等

(1) 平成31年4月1日

(2) 給料月額の特例職員における経過措置

ア 給料月額の特例職員については，現給保障額を給料として地域手当，勤務1時間当たりの給与額，期末・勤勉手当基礎額を算出する。

イ 芦屋市職員の退職手当に関する条例及び芦屋市立学校職員等の退職手当に関する条例の一部改正

(ア) 給料月額の特例職員に係る退職手当を算出する際には，現給保障額を給料とする。

(イ) 55歳以後に退職する職員の退職手当については，2号給昇給した給料月額が現給保障額に満たないときは，現給保障額を退職日に受ける給料月額とする。